

高山市告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月28日

高山市長 田 中 明

記

- 1 指定納付受託者の名称及び住所
a k i p a 株式会社
大阪府大阪市浪速区難波中2丁目10番70号
- 2 指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
新穂高駐車場第4駐車場の駐車場使用料
- 4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和8年6月1日から令和9年1月29日まで